

中村都市計画道路の都市計画（原案）についての 縦覧、説明会、公聴会のお知らせ

高知県では、四国横断自動車道佐賀ICから四万十ICの間と、それに接続するアクセス道路の都市計画原案を作成しました。

つきましては、下記により都市計画原案（四万十市に該当する区間）についての縦覧、説明会及び公聴会を開催しますのでお知らせします。

<都市計画（原案）の縦覧>

■縦覧期間

平成28年10月14日（金）～平成28年10月28日（金）午前8時30分～午後5時
※土曜日、日曜日及び祝日を除く

■縦覧場所

高知県土木部都市計画課（高知県庁6階）	高知市丸ノ内1丁目2-20
四万十市まちづくり課（四万十市役所5階）	四万十市中村大橋通4-10
〃 産業建設課（西土佐総合支所1階）	四万十市西土佐江川崎2445-2

<説明会>

■日時 平成28年10月21日（金）午後7時～（2時間程度）

■場所 四万十市防災センター（2階 会議室） 四万十市不破2058-20

<公聴会>

■日時 平成28年11月11日（金）午後2時～（2時間程度）

■場所 四万十市防災センター（2階 会議室） 四万十市不破2058-20

※公聴会に出席して意見を述べようとする方（当該公聴会縦覧案件に関係する内容に限ります。）は、平成28年10月28日（金）までに、意見の要旨とその理由、住所、氏名を記載した書面（公述申出書）を高知県知事あてに提出してください。郵送の場合は、当日必着とさせていただきます。

※公聴会で意見を述べようとする方がいないときは、公聴会は中止します。公聴会を中止する場合は、県都市計画課及び四万十市ホームページでお知らせします。

公述申出書の提出先及び問い合わせ先

高知県土木部都市計画課 高知県知事あて

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 Tel.088-823-9846

幡東都市計画道路及び中村都市計画道路の位置図

